

倉庫業法関係手続別標準処理期間について

倉庫業の営業の登録（法第3条）

国土交通大臣権限	3か月
地方運輸局長権限	2か月

倉庫の施設及び設備等の変更登録（法第7条第1項）

国土交通大臣権限	—
地方運輸局長権限	2か月

倉庫証券の発行の許可（法第13条第1項）

国土交通大臣権限	3か月
地方運輸局長権限	2か月

発券倉庫業者の営業の譲渡及び譲受の認可（法第18条第1項）

国土交通大臣権限	3か月
地方運輸局長権限	2か月

発券倉庫業者の合併又は分割の認可（法第18条第2項）

国土交通大臣権限	3か月
地方運輸局長権限	2か月

発券倉庫業者の相続の認可（法第19条第2項）

国土交通大臣権限	3か月
地方運輸局長権限	2か月

トランクルームの認定（法第25条）

国土交通大臣権限	—
地方運輸局長権限	2か月